

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月16日提出
【計算期間】	第11特定期間(自 2019年9月18日至 2020年3月16日)
【ファンド名】	北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース 北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース 北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	木暮 恵子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2929
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として北欧のハイイールド債券に実質的に投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの基本的性格

< 北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース >

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 社債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース >

< 北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース >

#### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

# 1 北欧のハイイールド債券を実質的な主要投資対象とします。

- 各コースは、外国投資信託証券「ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド」（以下、「投資ファンド」ということがあります。）各クラスと、内国投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式により運用を行います。
  - 投資ファンド：北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券を主要投資対象とします。
  - BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）：円建ての公社債を主要投資対象とします。
- 各コースにおいて北欧とは、ノルウェー、スウェーデン、デンマークおよびフィンランドの4カ国を指します。
- 投資ファンドは、アルフレッド・バーグ（ノルウェー）が債券の運用を行います。また、投資ファンドにおける為替ヘッジおよび通貨カバードコール戦略はBNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド（英国）が担当します。

## アルフレッド・バーグについて

- ノルウェー（オスロ）、スウェーデン（ストックホルム）、フィンランド（ヘルシンキ）の北欧3カ国に運用拠点をもち、北欧関連資産の運用に強みを持つ運用会社です。
- 1863年にスウェーデンにおいて設立され、150年以上にもわたる歴史を有しています。

## ハイイールド債券とは

ハイイールド債券とは、BB格相当以下の債券を指します。高格付けの投資適格債券と比べ、信用力が低く、債務の返済能力が劣り、利子や元本の支払いが停滞、または支払われなくなるリスクが高い一方、通常は利回りが相対的に高い債券です。なお、北欧ハイイールド債券においては市場の特性上、格付会社による格付けのない債券が含まれています。



※表記方法はS&Pグローバル・レーティングに準拠しています。格付けについては、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスなどの表示をすることがあります。

## ファンドの仕組み

各コースはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託や投資証券等に投資する投資信託のことです。

※各コースは、外国投資信託証券を高位に組み入れることを目指しますが、各コースの基準価額と外国投資信託証券の値動きは、一部資金を短期金融商品等で運用すること、各コースと外国投資信託証券との売買タイミングのずれや組入通貨等の要因で、完全に一致するものではなく、かい離が生じます。

※上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

## 2 「為替ヘッジありコース」、「為替ヘッジなしコース」、「為替プレミアムコース」の3コースからお選びいただけます。各コース間でスイッチングが可能です。

- 「為替ヘッジありコース」では、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの軽減を図ります。ただし、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。
- 「為替ヘッジなしコース」では、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、為替変動の影響を受けます。
- 「為替プレミアムコース」では、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、原則として当該通貨(対円)のコールオプションを売却する通貨カバードコール戦略を活用します。このため、原則として外貨建資産の通貨高・円安時の為替差益を享受できなくなりますが、その対価としてオプションプレミアムを獲得することを目指します。

	北欧ハイイールド債券価格の変動 利息取入	為替変動	為替ヘッジコスト	オプション プレミアム
為替ヘッジありコース	債券価格の上昇 利息取入 ↓ 債券価格の下落	為替変動による影響を軽減	為替ヘッジコストの発生	-
為替ヘッジなしコース		為替差益の発生 ↑ 為替差損の発生	-	-
為替プレミアムコース		為替差損の発生	-	オプションプレミアムの獲得

- 「為替ヘッジありコース」では、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。
- 「為替ヘッジなしコース」では、為替変動の影響を受けます。
- 「為替プレミアムコース」では、原則として通貨カバードコール戦略を活用しますが、対円での為替ヘッジを行いません。このため為替変動の影響を受け、為替差損が発生する場合があります。

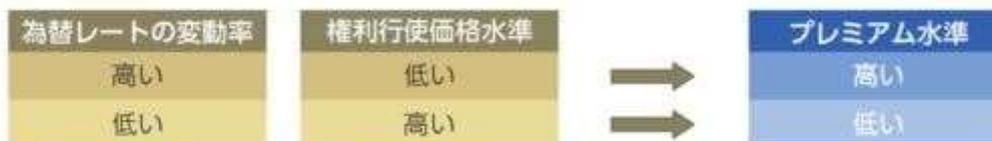
## 「為替プレミアムコース」の通貨カバードコール戦略について

- 「為替プレミアムコース」の通貨カバードコール戦略とは、実質的に組み入れる外貨建資産に対して、当該通貨(対円)のコールオプションを売却する戦略です。
- この戦略により、原則として外貨建資産の通貨高・円安時の為替差益を享受できなくなりますが、その対価としてオプションプレミアムを獲得することを目指します。このため、円高時では為替差損の軽減が期待でき、円安時では最大でオプションプレミアム分の収益の享受が期待できます。
- コールオプションの売却にあたっては、取引時点の為替レートと同水準の権利行使価格のコールオプションを売却します。

### 外貨建資産の通貨(対円)のコールオプションとは

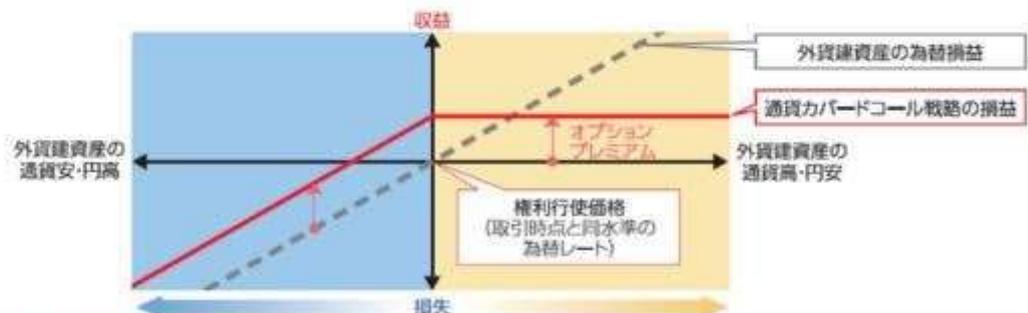
- ・外貨建資産の通貨(対円)のコールオプションとは、ある特定の通貨(ノルウェークローネ、米ドル等)を将来定められた満期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた特定の価格(権利行使価格)で買う権利のことです。
- ・コールオプションの買い手は、その対価として、売り手にプレミアム(権利料)を支払います。
- ・買い手は満期日に権利を行使して、ノルウェークローネ、米ドル等を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利行使に応じる必要があります。権利行使価格で、ノルウェークローネ、米ドル等を手放さなければなりません。
- ・為替水準や為替レートの変動率が上昇すること等が、コールオプションの評価価値の上昇要因となります。なお、コールオプションの売却を行う場合には、コールオプションの評価価値の上昇は、損失を被る要因となります。

### オプションプレミアム水準の主な決定要因



※上記はコールオプションのプレミアム水準に影響を与える主な要因について記載したものであり、全ての要因を網羅したものではありません。

### 通貨カバードコール戦略の損益イメージ



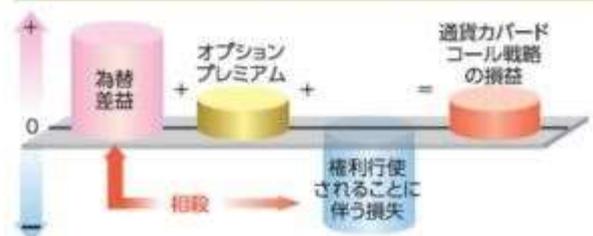
#### ケース① 取引時点より外貨建資産の通貨安・円高となった場合

外貨建資産の通貨(対円)の下落による損失が発生しますが、オプションプレミアムが為替差損を軽減します。



#### ケース② 取引時点より外貨建資産の通貨高・円安となった場合

コールオプションの買い手による権利行使により、コールオプションの売り手は為替差益を享受できません。



※上記は外貨建資産の通貨(対円)のカバードコール戦略のイメージを表したものであり、各コースの損益を示したものではありません。また、外貨建資産の為替差益と権利行使されることに伴う損失は必ずしも一致しません。記載の内容は将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 3 年4回決算を行い(3月、6月、9月、12月の15日\*)、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

\*休業日の場合は翌営業日



- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。
- 留保益(収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益)については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

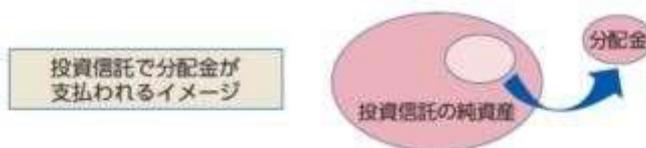
資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 主な投資制限 (各コース共通)

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

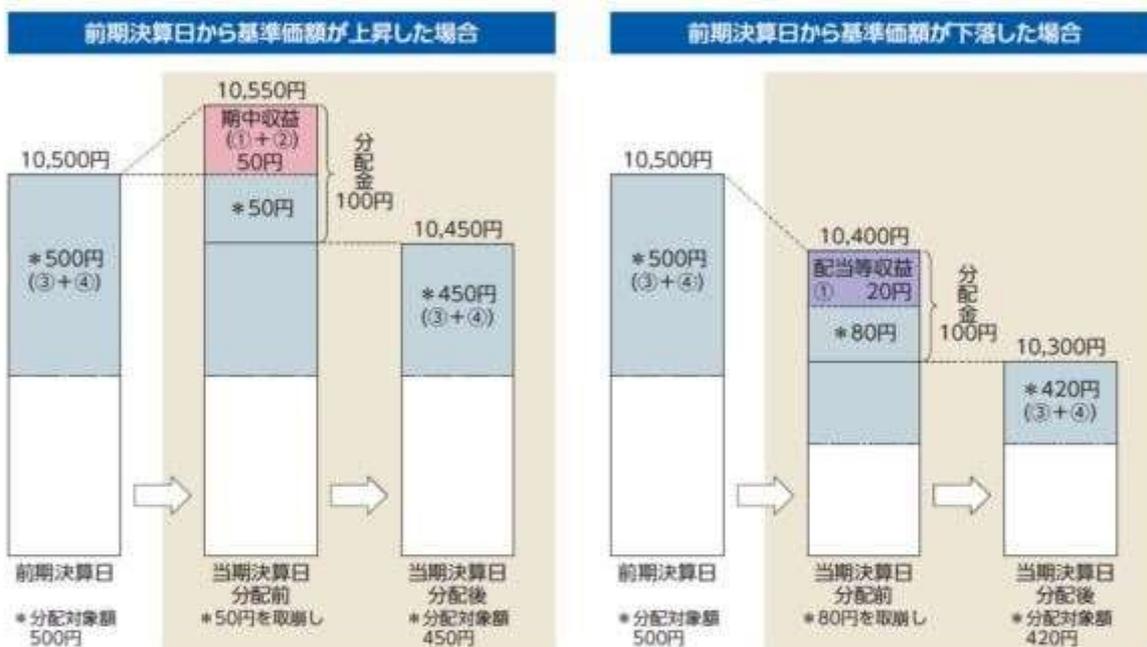
## 【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

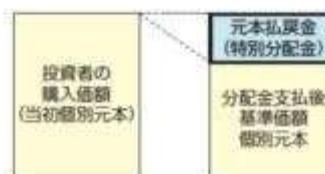
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

#### 信託金限度額

- ・各ファンドにつき1,000億円を上限とし、かつ、合計で1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

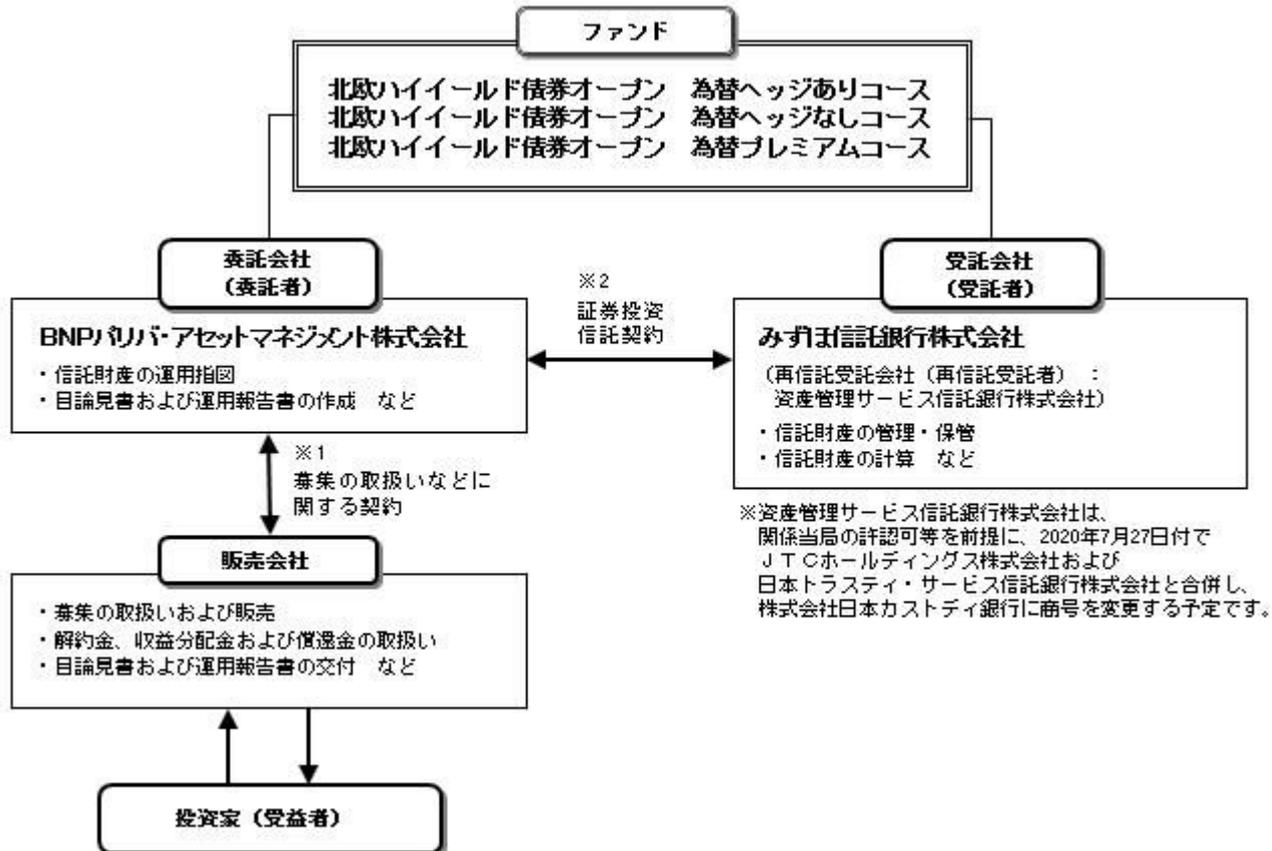
## (2) 【ファンドの沿革】

2014年 9月 8日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

## &lt;ファンド・オブ・ファンズの仕組み&gt;



ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託や投資証券等に投資する投資信託のことです。

各コースは、外国投資信託証券を高位に組み入れることを目指しますが、各コースの基準価額と外国投資信託証券の値動きは、一部資金を短期金融商品等で運用すること、各コースと外国投資信託証券との売買タイミングのずれや組入通貨等の要因で、完全に一致するものではなく、かい離が生じます。

上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

委託会社の概況（2020年3月末現在）

- 1) 資本金  
1億円
- 2) 沿革

1998年11月9日	会社設立
1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
2000年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
2000年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更
2017年12月1日	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

### 3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ ホールディング	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	264,000株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### < 北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース >

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券<sup>1</sup>（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として、北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託者の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。

北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

投資対象とする円建て外国投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 1 「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

- ・外国投資証券「BNPパリバ・ケイマン・インベストメント・ファンズ・エスピーシー - ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラスA」（ケイマン籍、円建て）
- ・追加型証券投資信託「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

#### < 北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース >

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券<sup>2</sup>（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として、北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託者の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。

北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

投資対象とする円建て外国投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

- ・ 外国投資証券「BNPパリバ・ケイマン・インベストメント・ファンズ・エスピーシー - ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラスB」（ケイマン籍、円建て）
- ・ 追加型証券投資信託「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

< 北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース >

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券<sup>3</sup>（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として、北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託者の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。

北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

投資対象とする円建て外国投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジは行わず、保有する外貨建資産に対し、当該通貨（対円）のコールオプションを売却し、オプションプレミアムの獲得を目指します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、北欧諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

- ・ 外国投資証券「BNPパリバ・ケイマン・インベストメント・ファンズ・エスピーシー - ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラスC」（ケイマン籍、円建て）
- ・ 追加型証券投資信託「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

## （2）【投資対象】

投資信託証券（投資信託の受益権または受益証券及び投資法人の投資証券をいい、外国投資信託の受益権または受益証券及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) 金銭債権
  - ハ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益権及び受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほかに、次に掲げる有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します

- 1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債

券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

2) コマーシャル・ペーパー、短期社債等

3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2)の証券の性質を有するもの

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、1)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

外国投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ・ケイマン・インベストメント・ファンズ・エスピーシー - ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラスA / クラスB / クラスC 日本においては「ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド」と称する場合があります。
形態	ケイマン籍外国投資証券（円建て）
運用の基本方針	共通 北欧市場で発行もしくは取引されるハイイールド債券、または北欧の企業が発行するハイイールド債券などに主として投資を行います。（各クラスにて、北欧とは、ノルウェー、スウェーデン、デンマークおよびフィンランドの4カ国を指します。） クラスA 外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行います。 クラスB 外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 クラスC 外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行わず、外貨建資産に対して、当該通貨（対円）のコールオプションを売却します。 市況動向および資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の空売りは行いません。ただしデリバティブ取引により同等の効果を持つ取引を行うことがあります。</li> <li>ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>流動性に欠ける資産への投資は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。</li> <li>投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。</li> </ul>
運用管理費用	ファンドの純資産総額に対して年率0.55%

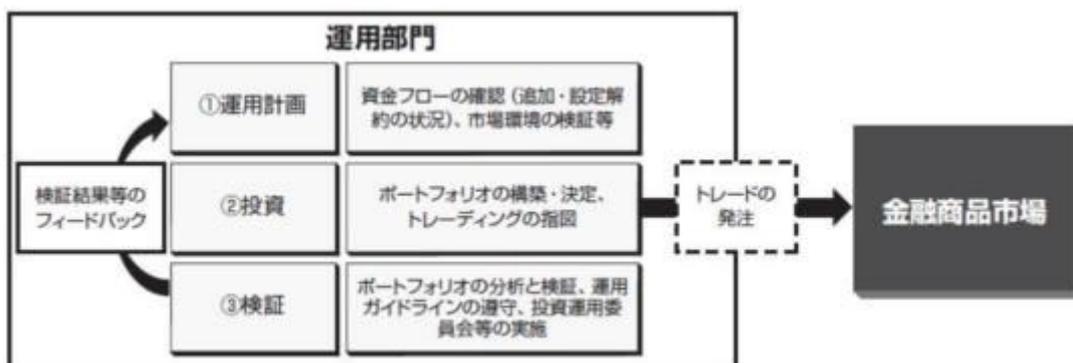
その他費用等	管理費用、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）、有価証券売買委託手数料等、運用財産に関する租税、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
運用会社	Alfred Berg Kapitalforvaltning AS（アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング AS）
副運用会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited （BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド）

内国投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態 / 商品分類	内国投資信託証券 / 追加型投信 / 国内 / 債券
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資方針等	・運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なおベンチマークはありません。 ・市況動向および資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。
信託報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）以内
その他費用等	組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等
委託会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

上記の内容は、2020年3月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### （3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



#### 委託会社の運用体制

- ・運用部門（3名程度）  
運用部門では、運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリング業務のほか、必要に応じて発注事務を行います。
- ・運用委員会（3名程度）  
原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・内部管理委員会（5名程度）  
原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）  
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報

告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受取っております。

上記体制は、2020年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、上記1)の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定するものとします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### （５）【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 5) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 公社債の借入れの指図及び範囲
  - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 資金の借入れ
  - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドのリスク特性

各コースは、主に外国の債券など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、組み入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、各コースの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### 1）基準価額の変動要因

##### 価格変動リスク

各コースは、主に債券など値動きのある有価証券に実質的に投資します。債券の価格は、金利動向、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。各コースが実質的に組み入れている債券の価格が下落した場合、各コースの基準価額が下落する要因となります。

##### 信用リスク

債券の価格は、発行体の経営や財務状況の変動、当該証券に付与された信用格付けの変更や債務不履行の発生等により、変動する場合があります。また、各コースが実質的に投資を行うハイイールド債券は、投資適格の債券と比較して、発行体の業績や財務内容等の悪化により価格が大きく下落する場合があります。また発行体が債務不履行に陥る可能性が高いと考えられます。各コースが実質的に投資を行うハイイールド債券の発行体がこのような状況に陥った場合には、各コースの基準価額が下落する場合があります。

##### カウンターパーティーリスク

各コースにて実質的に行う有価証券取引、先物為替取引、通貨オプション取引等において、取引の相手方の倒産、経営・財務状況の悪化等によって、決められた条件での取引が行われない可能性があります。その場合、各コースの基準価額が下落する場合があります。

##### 為替変動リスク

各コースは、外貨建資産に実質的に投資しますので以下の為替変動リスクを伴います。

#### <為替ヘッジなしコース> <為替プレミアムコース>

「為替ヘッジなしコース」および「為替プレミアムコース」が投資対象とする外国投資信託証券のクラスにおいては、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では基準価額が下落する要因となります。

#### <為替ヘッジありコース>

「為替ヘッジありコース」が投資対象とする外国投資信託証券のクラスにおいては、原則として対円で為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、基準価額が為替

変動の影響を受ける可能性があります。

通貨カバードコール戦略の活用に伴うリスク

#### <為替プレミアムコース>

当コースが投資対象とする外国投資信託証券のクラスにおいては、外貨建資産に対して、原則として当該通貨（対円）のコールオプションを売却する通貨カバードコール戦略を活用します。コールオプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。円に対する当該通貨の為替レートの水準や価格変動率が上昇した場合等には、売却したコールオプションの評価価格の上昇による損失を被ることになり、基準価額が下落する要因となります。本戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、コールオプション売却時点の為替レート水準や価格変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決定されますので想定したオプションプレミアムの水準が確保できない可能性があります。円に対する当該通貨の為替レートが上昇した場合でも、当コースはコールオプションの権利行使価格を超える為替差益を放棄することになり、特に、当該通貨の為替レートが下落し新規にコールオプションを売却した後に為替レートが上昇した場合、為替レートの回復による利益を享受できないことがあります。カバードコール戦略によりプレミアム収入が得られる一方、為替相場が思わしくない方向に動いた場合、追加で大きな損失をもたらす場合があります。この損失は累積する可能性があります。このため、コールオプションを売却しない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。本戦略実行時の市場環境や当コースの資産規模、資金流入の状況、その他やむを得ない事情等によって、本戦略を十分に構築できない可能性があります。

流動性リスク

各コースが投資を行う外国投資信託証券では、有価証券取引、先物為替取引、通貨オプション取引等を行おうとする際に、市場の流動性不足や取引規制等により、取引の実行が速やかにできない、または中止される可能性があります。また、取引の流動性が低い場合は、有価証券取引、先物為替取引、通貨オプション取引等の取引価格や評価価格が想定外に不利となり、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

各コースは、外国の有価証券に実質的に投資しますが、その国の政治・経済および社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当該有価証券の評価価格やその国の通貨価値が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

集中投資リスク

各コースにおいて、有価証券等の実質的な組み入れの分散が限定的となる場合があります。少数の発行体や発行体の業種に集中した投資が行われる場合があります。その場合、より分散された有価証券等の組み入れが行われるファンドと比較して、政治・経済および社会情勢の変化、発行体の事業内容の変化に対し、各コースはより大きな影響を受ける場合があります。その結果として、各コースの基準価額が大きく下落する場合があります。

一部解約による資金流出に伴うリスク

各コースの一部解約による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の一部解約が行われた場合、債券、先物為替取引、通貨オプションの売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での債券、先物為替取引、通貨オプションの売却を行う必要が生じると、各コースの基準価額はその影響を受けます。

権利行使の制限

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付が取消しまたは中止されることがあります。

外国投資信託証券のクラスに係るリスク

各コースが投資する外国投資信託証券には複数のシェアクラスが発行されており、各クラスの保有者は、他のクラスにおいてその負債を弁済する資産がない場合、当該他のクラスの負債を負担しなければならないことがあります。したがって、あるクラスの負債がそのクラスに限定されるものではなく、他のクラスの資産から支払われる場合があるというリスクがあります。このため、各コースは他のコースの保有する外国投資信託証券のクラスの負債を負担しなければならない場合があります。

無格付の債券に係るリスク

外国投資信託証券が投資する債券には、信用格付会社による信用格付が付与されていないものがあります。これら信用格付のない債券への投資は、外国投資信託証券の運用会社が独自に分析を行い、信用格付を付与したうえで投資を行います。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

## 2) その他の留意点

- 各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各コースはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。そのため、他のコース等からの設定・換金や、他のコースが投資対象とする外国投資信託証券のクラスにおける取引等により、実質的な組入有価証券等に売買が生じた場合には、各コースの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 各コースの運用に関連する国または地域の法令や税制等が変更された場合、各コースの運用や基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 資金、市況動向等によっては、また、不測の事態等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 各コースの総受益権口数がそれぞれ10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他の不測の事態（実質的な投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）に陥る場合があります。各コースの基準価額が下落する可能性があります。また、それらの事態が発生した場合、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の受付を取り消す場合があります。

## 3) 租税に関するリスクファクター

**外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。**

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い < 外国の税法に関する開示 > 外国の税法」の部分をご参照ください。

**外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。**外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

## 4) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

## 5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- 投資信託は預金または金融債ではありません。
- 投資信託は保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- 投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補

償対象とはなりません。

## （２）リスク管理体制

委託会社では、各コースの主要投資対象である投資信託証券が適切に運用されていることを確認するためにモニターします。運用部門は、投資信託証券の運用会社に対し、ポートフォリオの内容開示を求めると共に、ポートフォリオの運用内容についての検証等を実施します。運用部門等におけるリスク管理に加えて、リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記体制は2020年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

当ファンドは、2020年6月17日をもって募集（定時定額購入を含む）を終了いたします。

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことであります。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.99%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬の総額		純資産総額に対して 年率0.990%（税抜 0.90%）	
配分	委託会社	年率0.220%（税抜 0.20%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.737%（税抜 0.67%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.033%（税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

投資対象ファンド	ノルディック・ハイ・イールド・ ボンド・インベストメント・ファンド クラスA/クラスB/クラスC 年率0.55%	投資対象ファンドにおける運用管理費用 等
	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) 年率0.22% (税抜0.20%) 以内	投資対象ファンドにおける運用管理費用 等
実質的な負担	純資産総額に対して 最大年率1.54% (税抜1.45%)	

「実質的な負担」は、投資対象ファンドの信託報酬を加味した、実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資対象ファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

#### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

##### 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び外国における資産の保管等に要する費用等についても信託財産が負担します。

##### 諸経費

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

##### 運営費用等

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、受益権の管理事務に関連する費用、信託約款、目論見書及び運用報告書等の法定書面の作成、印刷及び配布にかかる費用ならびに受益者に対する公告費（以下「運営費用等」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。この場合、委託会社は、運営費用等の金額を合理的に見積り、実際の費用の範囲内で、固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

上記の費用の他に、外国投資信託証券においては、管理費用、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）、有価証券売買委託手数料等、運用財産に関する租税、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。また、内国投資信託証券においては、組入有価証券等の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、投資対象とする投資信託証券の売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

##### 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%

および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

## 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りません。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りません。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

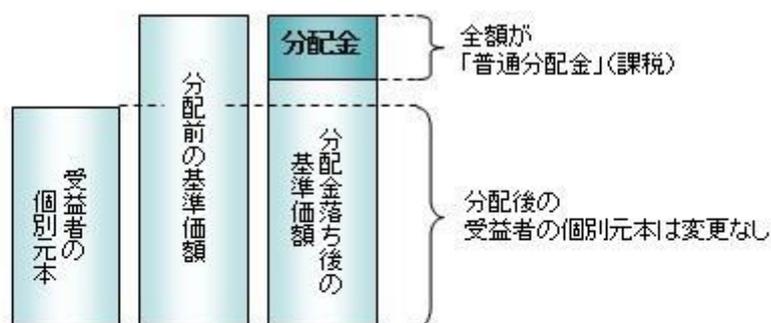
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

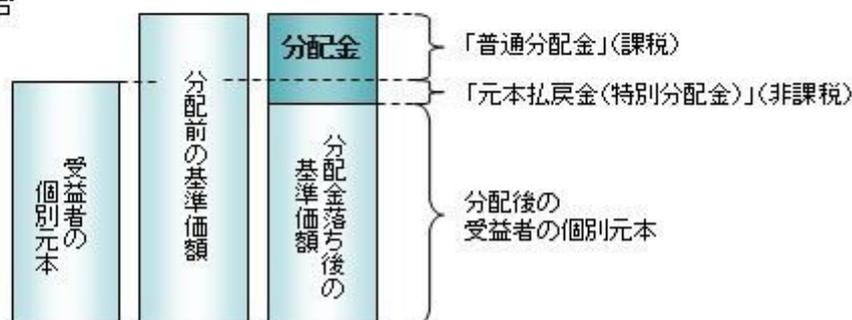
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



## &lt;外国の税法に関する開示&gt;

**外国の税法**

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

**外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。**

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース】

以下の運用状況は2020年 3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	119,116	0.05
投資証券	ケイマン	218,988,453	96.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,313,371	3.66
合計(純資産総額)		227,420,940	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資証券	Nordic High Yield Bond Investment Fund Class A	481,531	500.03	240,783,653	454.77	218,988,453	96.29
2	日本	投資信託受 益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	120,041	0.9925	119,140	0.9923	119,116	0.05

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.05
投資証券	96.29
合計	96.34

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落ち）	（分配付き）	（分配落ち）	（分配付き）
第1特定期間末 (2015年 3月16日)	3,850	3,937	8,873	9,073
第2特定期間末 (2015年 9月15日)	3,336	3,418	8,179	8,379
第3特定期間末 (2016年 3月15日)	1,671	1,714	6,920	7,100

第4特定期間末	(2016年 9月15日)	1,353	1,378	6,815	6,945
第5特定期間末	(2017年 3月15日)	1,215	1,236	7,002	7,122
第6特定期間末	(2017年 9月15日)	1,061	1,077	6,814	6,914
第7特定期間末	(2018年 3月15日)	794	805	6,559	6,649
第8特定期間末	(2018年 9月18日)	717	726	6,475	6,560
第9特定期間末	(2019年 3月15日)	631	641	6,321	6,421
第10特定期間末	(2019年 9月17日)	349	358	6,005	6,145
第11特定期間末	(2020年 3月16日)	249	254	5,108	5,208
	2019年 3月末日	628		6,321	
	4月末日	619		6,342	
	5月末日	394		6,366	
	6月末日	380		6,224	
	7月末日	369		6,246	
	8月末日	359		6,151	
	9月末日	341		5,894	
	10月末日	334		5,810	
	11月末日	322		5,789	
	12月末日	313		5,627	
	2020年 1月末日	304		5,644	
	2月末日	271		5,556	
	3月末日	227		4,659	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	300
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	370
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	380
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	300
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	260
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	220
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	180
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	185
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	185
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	240
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	210

### 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
---	----	--------

第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	8.27
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	3.65
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	10.75
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	2.82
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	6.56
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.46
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	1.10
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	1.54
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.48
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	1.20
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	11.44

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	4,390,302,765	50,341,923
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	410,638,249	670,889,813
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	6,873,584	1,671,153,202
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	4,503,257	434,703,729
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	3,954,019	253,503,330
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	7,337,224	185,120,913
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	269,167	346,528,357
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	243,146	103,981,974
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	34,463	108,887,076
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	168,432	416,420,716
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	59,793	94,771,710

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース】

以下の運用状況は2020年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	19,886	0.02
投資証券	ケイマン	117,284,599	98.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,815,301	1.52
合計（純資産総額）		119,119,786	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資証券	Nordic High Yield Bond Investment Fund Class B	327,668	397.43	130,227,812	357.93	117,284,599	98.46
2	日本	投資信託受 益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	20,041	0.9925	19,890	0.9923	19,886	0.02

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.02
投資証券	98.46
合計	98.48

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1特定期間末 (2015年 3月16日)	2,507	2,566	8,381	8,581
第2特定期間末 (2015年 9月15日)	2,074	2,128	7,794	7,994
第3特定期間末 (2016年 3月15日)	992	1,017	6,154	6,314
第4特定期間末 (2016年 9月15日)	744	757	5,632	5,732
第5特定期間末 (2017年 3月15日)	715	729	6,255	6,375
第6特定期間末 (2017年 9月15日)	399	405	6,376	6,466
第7特定期間末 (2018年 3月15日)	339	344	5,988	6,068
第8特定期間末 (2018年 9月18日)	298	302	5,894	5,969
第9特定期間末 (2019年 3月15日)	230	234	5,598	5,688

第10特定期間末 (2019年 9月17日)	181	184	5,058	5,163
第11特定期間末 (2020年 3月16日)	131	134	4,075	4,165
2019年 3月末日	228		5,528	
4月末日	224		5,551	
5月末日	215		5,444	
6月末日	212		5,366	
7月末日	190		5,322	
8月末日	180		5,048	
9月末日	175		4,902	
10月末日	169		4,855	
11月末日	170		4,886	
12月末日	167		4,864	
2020年 1月末日	158		4,736	
2月末日	150		4,680	
3月末日	119		3,674	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	300
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	380
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	350
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	240
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	240
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	200
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	180
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	165
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	165
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	195
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	185

#### 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	13.19
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	2.47
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	16.55
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	4.58
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	15.32
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	5.13

第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	3.26
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	1.19
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2.22
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	6.16
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	15.78

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	3,322,384,796	330,778,318
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	404,725,412	734,163,368
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	16,424,079	1,066,328,294
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	110,467,623	400,981,277
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	3,287,910	180,983,290
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	3,245,670	520,106,482
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	3,953,334	63,556,873
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	2,579,357	63,383,383
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2,345,457	96,791,673
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	2,804,267	56,807,901
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	3,840,676	39,672,716

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 【北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース】

以下の運用状況は2020年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	59,658	0.02
投資証券	ケイマン	336,925,986	97.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,900,412	2.57
合計(純資産総額)		345,886,056	100.00

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		投資証券	Nordic High Yield Bond Investment Fund Class C	955,527	392.71	375,251,219	352.6	336,925,986	97.41
2	日本	投資信託受 益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	60,121	0.9925	59,670	0.9923	59,658	0.02

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.02
投資証券	97.41
合計	97.43

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1特定期間末 (2015年 3月16日)	10,605	10,863	8,211	8,411
第2特定期間末 (2015年 9月15日)	7,475	7,676	7,412	7,612
第3特定期間末 (2016年 3月15日)	3,122	3,199	6,052	6,202
第4特定期間末 (2016年 9月15日)	2,284	2,327	5,807	5,917
第5特定期間末 (2017年 3月15日)	1,871	1,907	6,246	6,366
第6特定期間末 (2017年 9月15日)	1,386	1,406	6,165	6,255
第7特定期間末 (2018年 3月15日)	1,082	1,097	5,802	5,882
第8特定期間末 (2018年 9月18日)	854	865	5,669	5,744
第9特定期間末 (2019年 3月15日)	690	702	5,473	5,563
第10特定期間末 (2019年 9月17日)	552	564	4,948	5,058
第11特定期間末 (2020年 3月16日)	383	391	4,011	4,096
2019年 3月末日	681		5,407	
4月末日	673		5,433	
5月末日	628		5,337	
6月末日	616		5,255	

7月末日	597		5,243
8月末日	561		4,985
9月末日	534		4,802
10月末日	501		4,761
11月末日	494		4,793
12月末日	477		4,717
2020年 1月末日	459		4,635
2月末日	447		4,576
3月末日	345		3,609

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	300
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	360
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	330
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	260
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	240
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	200
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	170
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	155
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	165
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	200
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	175

### 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	14.89
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	5.35
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	13.90
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.25
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	11.69
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	1.91
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	3.13
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.38
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.55
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	5.94
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	15.40

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2014年 9月 8日～2015年 3月16日	13,198,451,405	283,497,646
第2特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	239,187,078	3,069,377,804
第3特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	14,309,175	4,940,146,793
第4特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	8,262,444	1,233,004,817
第5特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	5,663,624	944,053,803
第6特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	3,914,185	750,980,904
第7特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	2,811,319	385,476,779
第8特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	2,645,247	361,123,640
第9特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2,620,145	247,743,411
第10特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	2,510,370	148,033,499
第11特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	2,527,352	162,374,760

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### （参考）

BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

以下の運用状況は2020年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	100,206	50.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		98,454	49.56
合計(純資産総額)		198,660	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第126回利付 国債（5年）	100,000	100.26	100,268	100.20	100,206	0.1	2020/12/20	50.44

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	50.44
合計	50.44

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 参考：当ファンドが投資対象とする投資信託証券の主要銘柄の明細

Nordic High Yield Bond Investment Fund（ノルディック・ハイ・イールド・ボンド・インベストメント・ファンド）（2020年3月30日現在）

順位	種類	国/地域	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
1	社債券	ノルウェー	NORDEA EIENDOMSKREDITT	2.150	2022/06/15	6.13
2	社債券	ノルウェー	DNB BOLIGKREDITT AS	1.990	2020/11/02	6.09
3	社債券	ノルウェー	SPAREBANK 1 NAERINGSKRED	1.820	2020/06/17	6.07
4	社債券	ノルウェー	OCEAN YIELD ASA	7.396	-	4.47
5	社債券	イギリス	INDEPENDENT OIL & GAS	9.500	2024/09/20	4.00
6	社債券	デンマーク	PWT HOLDING A/S	5.500	2022/10/18	3.87
7	社債券	ルクセンブルク	GARFUNKELUX HOLDCO 3 SA	4.888	2023/09/01	3.59
8	社債券	スウェーデン	SWEDISH ATP MGMT AB	6.000	2022/08/14	3.57
9	社債券	スウェーデン	BRADO AB	5.853	2023/03/07	3.50
10	社債券	ギリシャ	DIANA SHIPPING INC	9.500	2023/09/27	3.50

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

\*償還日が「-」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示していません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、2020年6月17日をもって募集（定時定額購入を含む）を終了いたします。

## (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

## (3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## (5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## (6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ロンドン、シンガポール、ノルウェーの銀行休業日、またはオスロ証券取引所の休業日・半休業日

・ノルウェーの休業日（ノルウェーの銀行またはオスロ証券取引所の休業日・半休業日）が3日以上連続する期間（土曜日、日曜日を除きます。）の開始日よりノルウェーの3営業日（ノルウェーの休業日を除く日）前までの期間に該当する日

## (7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

## (8) 申込単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## (10) 受付の中止および取消

委託会社は、取得申込みの受付の総額が多額な場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

## (11) 米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、ま

たは米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法(改正を含む。)におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法(改正を含む。)に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

## 2【換金(解約)手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日下記いずれかに該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ロンドン、シンガポール、ノルウェーの銀行休業日、またはオスロ証券取引所の休業日・半休業日
- ・ ノルウェーの休業日(ノルウェーの銀行またはオスロ証券取引所の休業日・半休業日)が3日以上連続する期間(土曜日、日曜日を除きます。)の開始日よりノルウェーの3営業日(ノルウェーの休業日を除く日)前までの期間に該当する日

#### (4) 解約制限

大口の換金請求があった場合、または取引市場における流動性が極端に低下した場合は、信託財産の資金管理を円滑に行うために換金請求に制限を設ける場合があります。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

#### (6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位または販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、解約請求の受付の総額が多額な場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基

準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

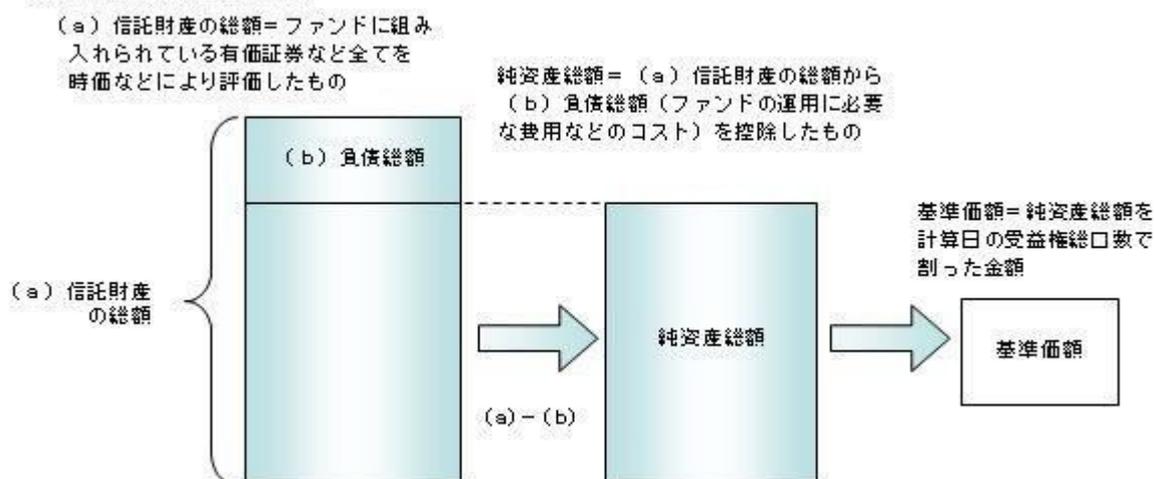
### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

#### （2）【保管】

該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

2024年9月6日までとします（2014年9月8日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### （４）【計算期間】

毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、及び12月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### （５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により各コースの受益権口数がそれぞれ10億口を下回るようになった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

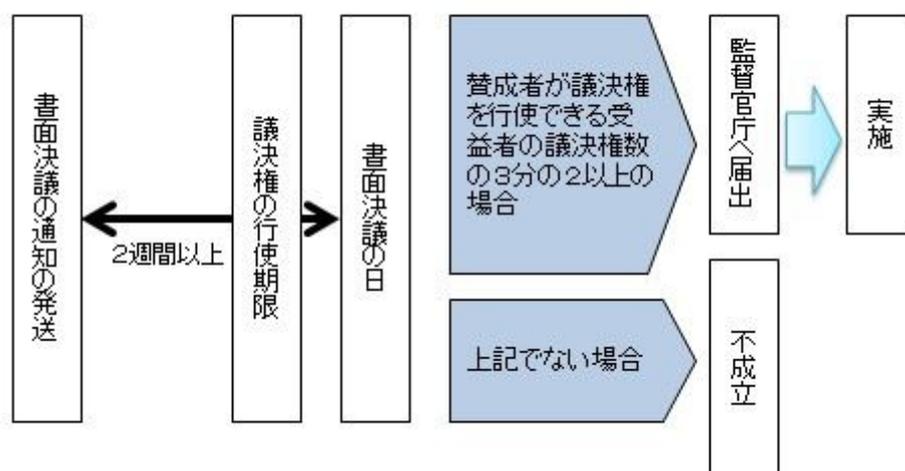
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じるこ

とができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <http://www.bnpparibas-am.jp/>

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年 9月18日から2020年 3月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	18,259,675	14,126,935
投資信託受益証券	119,344	119,140
投資証券	340,748,855	240,783,653
流動資産合計	359,127,874	255,029,728
資産合計	359,127,874	255,029,728
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,159,105	4,880,813
未払解約金	-	29,624
未払受託者報酬	30,013	24,316
未払委託者報酬	870,255	705,215
未払利息	47	36
その他未払費用	100,413	81,005
流動負債合計	9,159,833	5,721,009
負債合計	9,159,833	5,721,009
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	582,793,273	488,081,356
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	232,825,232	238,772,637
（分配準備積立金）	1,151,851	747,719
元本等合計	349,968,041	249,308,719
純資産合計	349,968,041	249,308,719
負債純資産合計	359,127,874	255,029,728

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	当特定期間 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	16,684,994	12,397,220
有価証券売買等損益	18,551,673	46,965,406
営業収益合計	1,866,679	34,568,186
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,152	4,242
受託者報酬	74,898	51,291
委託者報酬	2,171,963	1,487,466
その他費用	250,642	170,920
営業費用合計	2,503,655	1,713,919
営業利益又は営業損失( )	4,370,334	36,282,105
経常利益又は経常損失( )	4,370,334	36,282,105
当期純利益又は当期純損失( )	4,370,334	36,282,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	316,087	391,787
期首剰余金又は期首欠損金( )	367,526,504	232,825,232
剰余金増加額又は欠損金減少額	153,795,881	40,979,553
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	153,795,881	40,979,553
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,600	25,096
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,600	25,096
分配金	14,346,588	11,011,544
期末剰余金又は期末欠損金( )	232,825,232	238,772,637

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年 3月15日が休日のため、当特定期間末日を2020年 3月16日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.	期首元本額	999,045,557円	582,793,273円
	期中追加設定元本額	168,432円	59,793円
	期中一部解約元本額	416,420,716円	94,771,710円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	582,793,273口	488,081,356口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	232,825,232円	238,772,637円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日		当特定期間 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2019年 3月16日		2019年 9月18日	
2019年 6月17日		2019年12月16日	
費用控除後の配当等 A	6,420,001円	費用控除後の配当等 A	6,049,623円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券 券売買等損益額		損金補填後の有価証券 券売買等損益額	
収益調整金額 C	167,738円	収益調整金額 C	151,203円
分配準備積立金額 D	1,388,529円	分配準備積立金額 D	1,140,299円
当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	7,976,268円	当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	7,341,125円
当ファンドの期末残 存口数 F	618,748,392口	当ファンドの期末残 存口数 F	557,339,233口

1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	128円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	131円
1万口当たり分配金額 H	100円	1万口当たり分配金額 H	110円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	6,187,483円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	6,130,731円
2019年 6月18日		2019年12月17日	
2019年 9月17日		2020年 3月16日	
費用控除後の配当等 A 収益額	7,725,349円	費用控除後の配当等 A 収益額	4,633,402円
費用控除後・繰越欠 B 損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠 B 損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円
収益調整金額 C	158,045円	収益調整金額 C	132,460円
分配準備積立金額 D	1,585,607円	分配準備積立金額 D	995,130円
当ファンドの分配対 象収益額 $E=A+B+C+D$	9,469,001円	当ファンドの分配対 象収益額 $E=A+B+C+D$	5,760,992円
当ファンドの期末残 F 存口数	582,793,273口	当ファンドの期末残 F 存口数	488,081,356口
1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	162円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	118円
1万口当たり分配金額 H	140円	1万口当たり分配金額 H	100円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	8,159,105円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	4,880,813円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	前特定期間	当特定期間
		自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券(投資信託受益証券、投資証券)、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額 2.時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2019年 9月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券	24
投資証券	13,460,606
合計	13,460,630

当特定期間末（2020年 3月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	36
投資証券	22,474,160
合計	22,474,196

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 2019年 9月17日現在		当特定期間末 2020年 3月16日現在	
1口当たり純資産額	0.6005円	1口当たり純資産額	0.5108円
(1万口当たり純資産額)	(6,005円)	(1万口当たり純資産額)	(5,108円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	120,041	119,140	
投資信託受益証券 合計		120,041	119,140	
投資証券	NORDIC HIGH YIELD BOND INVESTMENT FUND Class A	481,531	240,783,653	
投資証券 合計		481,531	240,783,653	
合計			240,902,793	

(注1)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	12,982,825	4,536,387
投資信託受益証券	19,924	19,890
投資証券	172,522,344	130,227,812
流動資産合計	185,525,093	134,784,089
資産合計	185,525,093	134,784,089
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,762,538	2,902,545
未払解約金	-	27,127
未払受託者報酬	15,763	12,978
未払委託者報酬	457,028	376,384
未払利息	33	11
その他未払費用	52,706	43,201
流動負債合計	4,288,068	3,362,246
負債合計	4,288,068	3,362,246
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	358,337,046	322,505,006
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	177,100,021	191,083,163
（分配準備積立金）	691,278	315,805
元本等合計	181,237,025	131,421,843
純資産合計	181,237,025	131,421,843
負債純資産合計	185,525,093	134,784,089

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前特定期間		当特定期間	
	自 至	2019年 3月16日 2019年 9月17日	自 至	2019年 9月18日 2020年 3月16日
営業収益				
受取配当金		8,676,894		6,761,618
有価証券売買等損益		20,551,006		32,294,566
営業収益合計		11,874,112		25,532,948
営業費用				
支払利息		3,371		2,381
受託者報酬		34,444		26,859
委託者報酬		998,797		778,802
その他費用		115,198		89,430
営業費用合計		1,151,810		897,472
営業利益又は営業損失( )		13,025,922		26,430,420
経常利益又は経常損失( )		13,025,922		26,430,420
当期純利益又は当期純損失( )		13,025,922		26,430,420
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		84,612		177,681
期首剰余金又は期首欠損金( )		181,508,241		177,100,021
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,125,003		20,409,051
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,125,003		20,409,051
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,273,730		1,960,044
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,273,730		1,960,044
分配金		7,332,519		6,179,410
期末剰余金又は期末欠損金( )		177,100,021		191,083,163

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年 3月15日が休日のため、当特定期間末日を2020年 3月16日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.	期首元本額	412,340,680円	358,337,046円
	期中追加設定元本額	2,804,267円	3,840,676円
	期中一部解約元本額	56,807,901円	39,672,716円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	358,337,046口	322,505,006口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	177,100,021円	191,083,163円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日		当特定期間 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2019年 3月16日		2019年 9月18日	
2019年 6月17日		2019年12月16日	
費用控除後の配当等 A	3,714,162円	費用控除後の配当等 A	3,163,799円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券 券売買等損益額		損金補填後の有価証券 券売買等損益額	
収益調整金額 C	168,194円	収益調整金額 C	151,616円
分配準備積立金額 D	550,491円	分配準備積立金額 D	678,332円
当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	4,432,847円	当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	3,993,747円
当ファンドの期末残 存口数 F	396,664,630口	当ファンドの期末残 存口数 F	344,933,254口

1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	111円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	115円
1万口当たり分配金額 H	90円	1万口当たり分配金額 H	95円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	3,569,981円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	3,276,865円
2019年 6月18日		2019年12月17日	
2019年 9月17日		2020年 3月16日	
費用控除後の配当等 A	3,810,990円	費用控除後の配当等 A	2,676,600円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	154,197円	収益調整金額 C	144,992円
分配準備積立金額 D	642,826円	分配準備積立金額 D	541,750円
当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	4,608,013円	当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	3,363,342円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	358,337,046口	当ファンドの期末残 F	322,505,006口
存口数		存口数	
1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	128円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	104円
1万口当たり分配金額 H	105円	1万口当たり分配金額 H	90円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	3,762,538円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	2,902,545円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	前特定期間	当特定期間
		自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額 2.時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2019年 9月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券		4
投資証券		9,741,168
合計		9,741,172

当特定期間末（2020年 3月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6
投資証券	21,374,341
合計	21,374,347

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 2019年 9月17日現在		当特定期間末 2020年 3月16日現在	
1口当たり純資産額	0.5058円	1口当たり純資産額	0.4075円
(1万口当たり純資産額)	(5,058円)	(1万口当たり純資産額)	(4,075円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	20,041	19,890	
投資信託受益証券 合計		20,041	19,890	
投資証券	NORDIC HIGH YIELD BOND INVESTMENT FUND Class B	327,668	130,227,812	
投資証券 合計		327,668	130,227,812	
合計			130,247,702	

(注1)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	483,446	429,022
コール・ローン	31,757,500	21,030,262
投資信託受益証券	59,772	59,670
投資証券	534,205,677	375,251,219
未収入金	-	5,000,000
流動資産合計	566,506,395	401,770,173
資産合計	566,506,395	401,770,173
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	12,286,294	8,135,252
未払解約金	-	8,525,748
未払受託者報酬	48,063	37,762
未払委託者報酬	1,393,834	1,095,063
未払利息	82	54
その他未払費用	160,863	125,820
流動負債合計	13,889,136	17,919,699
負債合計	13,889,136	17,919,699
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,116,935,896	957,088,488
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	564,318,637	573,238,014
( 分配準備積立金 )	2,002,197	1,266,977
元本等合計	552,617,259	383,850,474
純資産合計	552,617,259	383,850,474
負債純資産合計	566,506,395	401,770,173

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前特定期間		当特定期間	
	自 至	2019年 3月16日 2019年 9月17日	自 至	2019年 9月18日 2020年 3月16日
営業収益				
受取配当金		26,478,058		19,528,727
受取利息		23		24
有価証券売買等損益		61,661,635		93,954,560
営業収益合計		35,183,554		74,425,809
営業費用				
支払利息		7,610		7,124
受託者報酬		103,704		78,492
委託者報酬		3,007,378		2,276,147
その他費用		347,096		261,609
営業費用合計		3,465,788		2,623,372
営業利益又は営業損失( )		38,649,342		77,049,181
経常利益又は経常損失( )		38,649,342		77,049,181
当期純利益又は当期純損失( )		38,649,342		77,049,181
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,171,250		2,706,207
期首剰余金又は期首欠損金( )		571,481,314		564,318,637
剰余金増加額又は欠損金減少額		68,685,466		83,988,762
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		68,685,466		83,988,762
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,168,815		1,314,502
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,168,815		1,314,502
分配金		22,875,882		17,250,663
期末剰余金又は期末欠損金( )		564,318,637		573,238,014

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年 3月15日が休日のため、当特定期間末日を2020年 3月16日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.	期首元本額	1,262,459,025円	1,116,935,896円
	期中追加設定元本額	2,510,370円	2,527,352円
	期中一部解約元本額	148,033,499円	162,374,760円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	1,116,935,896口	957,088,488口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	564,318,637円	573,238,014円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日		当特定期間 自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2019年 3月16日		2019年 9月18日	
2019年 6月17日		2019年12月16日	
費用控除後の配当等 A	10,705,994円	費用控除後の配当等 A	9,022,317円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券 券売買等損益額		損金補填後の有価証券 券売買等損益額	
収益調整金額 C	230,110円	収益調整金額 C	202,232円
分配準備積立金額 D	1,957,289円	分配準備積立金額 D	1,926,014円
当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	12,893,393円	当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D	11,150,563円
当ファンドの期末残 F	1,176,620,945口	当ファンドの期末残 F	1,012,823,542口
存口数		存口数	

1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	109円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	110円
1万口当たり分配金額 H	90円	1万口当たり分配金額 H	90円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	10,589,588円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	9,115,411円
2019年 6月18日		2019年12月17日	
2019年 9月17日		2020年 3月16日	
費用控除後の配当等 A	12,278,658円	費用控除後の配当等 A	7,654,578円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証 券売買等損益額		損金補填後の有価証 券売買等損益額	
収益調整金額 C	220,599円	収益調整金額 C	193,114円
分配準備積立金額 D	2,009,833円	分配準備積立金額 D	1,747,651円
当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	14,509,090円	当ファンドの分配対 $E=A+B+C+D$	9,595,343円
象収益額		象収益額	
当ファンドの期末残 F	1,116,935,896口	当ファンドの期末残 F	957,088,488口
存口数		存口数	
1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	129円	1万口当たり収益分配 $G=E/F \times 10,000$ 対象額	100円
1万口当たり分配金額 H	110円	1万口当たり分配金額 H	85円
収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	12,286,294円	収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$	8,135,252円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	前特定期間	当特定期間
		自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日	自 2019年 9月18日 至 2020年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 前特定期間末 2019年 9月17日現在	当特定期間末 2020年 3月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額 2.時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2019年 9月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資信託受益証券	12
投資証券	30,135,559
合計	30,135,571

当特定期間末（2020年 3月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18
投資証券	59,140,910
合計	59,140,928

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 2019年 9月17日現在		当特定期間末 2020年 3月16日現在	
1口当たり純資産額	0.4948円	1口当たり純資産額	0.4011円
(1万口当たり純資産額)	(4,948円)	(1万口当たり純資産額)	(4,011円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	60,121	59,670	
投資信託受益証券 合計		60,121	59,670	
投資証券	NORDIC HIGH YIELD BOND INVESTMENT FUND Class C	955,527	375,251,219	
投資証券 合計		955,527	375,251,219	
合計			375,310,889	

(注1)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「Nordic High Yield Bond Investment Fund」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券であります。

1. 「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	2019年 9月13日現在	2020年 3月13日現在
資産の部		
流動資産		

金銭信託	-	98,453
コール・ローン	45,593	-
国債証券	400,437	100,252
前払費用	-	1
流動資産合計	446,030	198,706
資産合計	446,030	198,706
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払委託者報酬	2	-
流動負債合計	2	-
負債合計	2	-
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	448,627	200,203
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,599	1,497
（分配準備積立金）	523	233
元本等合計	446,028	198,706
純資産合計	446,028	198,706
負債純資産合計	446,030	198,706

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

## (一口当たり情報に関する注記)

(2019年9月13日現在)		(2020年3月13日現在)	
一口当たり純資産額	0.9942 円	一口当たり純資産額	0.9925 円
(一万口当たり純資産額)	9,942 円)	(一万口当たり純資産額)	9,925 円)

## (3) 有価証券組入明細

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

国債証券	第126回利付国債(5年)	100,000	100,252
合計		100,000	100,252

## 2. 「Nordic High Yield Bond Investment Fund」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資証券の事務代行会社であるBNP Paribas Securities Services, Singapore Branchからの情報に基づき、2018年12月31日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### (1) 純資産計算書

2018年12月31日現在

(円)

#### 資産

##### 流動資産

現金及び現金等価物	34,224,053
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,540,832,583
未収利息	21,542,673

#### 資産合計

1,596,599,309

#### 負債

##### 流動負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	1,628,135
未払運用報酬	4,925,348
その他未払費用	5,738,056

#### 負債(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)

12,291,539

#### 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産額

1,584,307,770

### (2) 包括利益計算書

2018年12月31日に終了した会計年度

(円)

#### 収益

受取利息	52,850
損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの利息	119,909,647
その他収益	978,687
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債による公正価値の純利益(損失)	(127,425,069)
現金及び現金等価物の為替換算差損	(1,206,898)

#### 収益合計

(7,690,783)

#### 費用

運用報酬	(10,825,789)
管理事務報酬	(4,085,638)
保管報酬	(1,335,217)
監査報酬	(3,714,165)
その他費用	(3,683,640)

## 運用費用合計

## 運用利益(損失)

(31,335,232)

## 金融費用(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増減を除く)

支払利息

(217,517)

買戻可能受益証券保有者への分配

(128,302,975)

## 運用による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加(減少)

(159,855,724)

## (3) 一口当たりの純資産額情報

2018年12月31日現在

シェアクラス	シェア数	1シェア当たりの 純資産額(円)
Class A	1,019,539	631.0546
Class B	452,976	551.8096
Class C	1,278,558	540.4264

## (4) 投資有価証券明細表

2018年12月31日現在

銘柄名	通貨	券面総額	時価(円)	純資産比 率(%)
<b>社債券</b>				
(バミューダ)				
HOEGH LNG 15-05/06/2020	USD	600,000	65,763,170	4.15
GOLAR LNG 17-18/05/2021	USD	600,000	65,652,669	4.14
小計			131,415,839	8.29
(デンマーク)				
PWT HOLDING A/S 17-18/10/2022 FRN	DKK	5,000,000	77,521,859	4.89
SCAN BIDCO AS 7.7% 16-27/06/2022	USD	640,000	64,775,735	4.09
DSV MILJO AS 17-10/05/2021	EUR	400,000	49,081,299	3.10
DANSKE BANK A/S 14-31/10/2049 FRN	EUR	200,000	24,728,572	1.56
DANSKE BANK A/S 17-31/12/2049	USD	200,000	19,232,271	1.21
小計			235,339,736	14.85
(フィンランド)				
ROPOHOLD OY 17-01/12/2020 SR	EUR	400,000	52,049,591	3.29
小計			52,049,591	3.29
(イギリス)				
SEADRILL NEW FIN 12% 18-15/07/2025	USD	600,000	65,382,349	4.13
NAVIGATOR HLGS 7.75% 17-10/02/2021	USD	100,000	10,659,498	0.67
小計			76,041,847	4.80

## (ルクセンブルク)

GARFUNKELUX HOLD 18-01/09/2023

FRN	SEK	3,000,000	31,649,080	2.00
	小計		31,649,080	2.00

## (マルタ)

GAMING INNOVATIO 7% 17-06/03/2020

	SEK	2,000,000	24,265,327	1.53
	小計		24,265,327	1.53

## (ノルウェー)

DNB BOLIGKREDITT 14-02/11/2020 FRN

	NOK	7,000,000	88,880,022	5.61
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	6,000,000	77,448,561	4.89
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	6,000,000	76,357,658	4.82
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	5,000,000	64,618,821	4.08
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	5,000,000	63,672,503	4.02
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	10,010,501	63,481,729	4.01
--	-----	------------	------------	------

	NOK	4,000,000	50,681,428	3.20
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	4,000,000	46,225,684	2.92
--	-----	-----------	------------	------

	SEK	4,000,000	45,942,213	2.90
--	-----	-----------	------------	------

	NOK	1,000,000	12,963,359	0.82
--	-----	-----------	------------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	14,000,000	886,925	0.06
---	-----	------------	---------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	307,066	19,453	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	304,826	19,311	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	304,826	19,311	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	304,344	19,281	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	304,344	19,281	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	302,050	19,135	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	300,891	19,062	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	293,727	18,608	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	285,071	18,060	0.00
---	-----	---------	--------	------

ATLANTIC OFFSHORE 18-31/12/2049 FRN DFLT	NOK	202,825	12,849	0.00
	小計		591,343,254	37.33

## (スウェーデン)

MARGINALEN BANK 14-29/10/2049	SEK	6,000,000	77,220,044	4.87
-------------------------------	-----	-----------	------------	------

MAGNOLIA BOSTAD 18-03/10/2022 FRN	SEK	6,000,000	73,600,354	4.65
-----------------------------------	-----	-----------	------------	------

WEST AIR EUR AB 6.5% 15-21/12/2019	SEK	5,000,000	58,781,283	3.71
------------------------------------	-----	-----------	------------	------

CORRAL PETROLEUM 12.25% 16- 15/05/2021	SEK	4,000,000	52,098,779	3.29
---	-----	-----------	------------	------

KVALITENA AB 17-30/09/2020 FRN	SEK	4,000,000	49,252,528	3.11
--------------------------------	-----	-----------	------------	------

TRANSCOM HOLDING 6.5% 18-22/03/2023	EUR	400,000	45,922,288	2.90
GOLDCUP 14404 17-30/03/2021 FRN	SEK	2,000,000	25,662,671	1.62
	小計		382,537,947	24.15
	社債券 小計		1,524,642,621	96.23
	総合計		1,524,642,621	96.23

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 3月31日現在です。

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコース】

## 【純資産額計算書】

資産総額	227,527,534円
負債総額	106,594円
純資産総額（ - ）	227,420,940円
発行済口数	488,109,422口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4659円
（1万口当たり純資産額）	（4,659円）

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコース】

## 【純資産額計算書】

資産総額	119,175,572円
負債総額	55,786円
純資産総額（ - ）	119,119,786円
発行済口数	324,215,448口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3674円
（1万口当たり純資産額）	（3,674円）

## 【北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコース】

## 【純資産額計算書】

資産総額	346,048,142円
負債総額	162,086円
純資産総額（ - ）	345,886,056円
発行済口数	958,393,271口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3609円
（1万口当たり純資産額）	（3,609円）

（参考）

BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

## 純資産額計算書

(2020年 3月30日現在)

資産総額	198,660円
負債総額	円
純資産総額( - )	198,660円
発行済口数	200,203口
1口当たり純資産額( / )	0.9923円
(1万口当たり純資産額)	(9,923円)

## (参考)

## Nordic High Yield Bond Investment Fund Class A (2020年3月30日)

純資産額	218.98 百万円
発行済株数	481,531 株
1株当たり純資産額	454.7754 円

## Nordic High Yield Bond Investment Fund Class B (2020年3月30日)

純資産額	117.28 百万円
発行済株数	327,668 株
1株当たり純資産額	357.9373 円

## Nordic High Yield Bond Investment Fund Class C (2020年3月30日)

純資産額	336.92 百万円
発行済株数	955,527 株
1株当たり純資産額	352.6075 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

## (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2020年3月末現在）

資本金の額	: 1億円
発行可能株式総数	: 500,000株
発行済株式総数	: 264,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	: 2016年7月26日に2億5,000万円の増資 2016年11月30日に2億5,000万円の減資 2018年11月21日に4億円の増資 2018年12月27日に4億円の減資 2019年8月23日に4億7,500万円の増資 2019年12月19日に4億7,500万円の減資

##### (2) 委託会社の機構（2020年3月末現在）

###### 委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 委託会社の運用体制

###### ・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

###### ・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

###### ・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

###### ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

###### ・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

###### 運用の意思決定プロセス

- 1) 運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- 2) 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 3) 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- 4) 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2020年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	24	1,859
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	4	249
単位型公社債投資信託	3	1
合計	31	2,111

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

期別		第21期 (2018年12月31日現在)		第22期 (2019年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産		千円	千円	千円	千円
預金	* 1		963,987		906,384
前払費用			5,803		21,553
未収委託者報酬			262,888		221,169

未収運用受託報酬			122,500		52,794
未収収益			137,405		131,681
未収入金			5,486		961
未収消費税等			11,239		-
立替金			258		-
流動資産計			1,509,569		1,334,544
固定資産					
投資その他の資産			13,317		10,413
長期差入保証金		7,317		4,413	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			13,317		10,413
資産合計			1,522,887		1,344,958

期別		第21期 (2018年12月31日現在)		第22期 (2019年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動負債		千円	千円	千円	千円
預り金			21,990		26,540
未払金			371,969		265,873
未払手数料		56,009		76,605	
未払委託調査費		138,900		124,673	
その他未払金		177,059		64,593	
未払費用			121,056		97,452
未払法人税等			-		1,210
賞与引当金			121,990		92,363
役員賞与引当金			17,404		30,097
流動負債計			654,410		513,537
固定負債					
退職給付引当金			226,274		163,361
役員退職慰労引当金			10,796		2,509
資産除去債務			68,236		68,236
固定負債計			305,307		234,107
負債合計			959,717		747,644
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,324,722		1,413,169
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		1,274,722		1,363,169	
利益剰余金			861,552		915,855
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		861,552		915,855	

株主資本合計		563,169	597,314
純資産合計		563,169	597,314
負債・純資産合計		1,522,887	1,344,958

## (2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日		第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			934,658		764,380
運用受託報酬			312,008		181,708
その他営業収益			489,510		353,699
営業収益計			1,736,178		1,299,788
営業費用					
支払手数料			275,559		261,031
広告宣伝費			227		18,285
調査費			458,746		354,168
調査研究費		27,501		29,980	
委託調査費		431,244		324,188	
委託計算費			76,749		97,362
営業雑経費			16,780		13,592
印刷費		12,901		10,126	
協会費		3,878		3,465	
営業費用計			828,063		744,440
一般管理費					
給料			788,640		767,975
役員報酬		39,830		60,121	
給料・手当		742,508		706,744	
賞与		6,301		1,109	
業務委託費			282,309		234,088
交際費			2,554		3,556
旅費交通費			16,264		8,364
租税公課			1,236		1,381
不動産賃借料			222,237		123,548
賞与引当金繰入額			114,460		87,169
役員賞与引当金繰入額			6,943		24,245
退職給付費用			53,804		51,669
役員退職慰労引当金繰入額			2,129		2,863
諸経費			157,211		94,351
一般管理費計			1,647,792		1,399,212
営業損失( )			739,676		843,864

期別	科目	注記 番号	第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日		第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
			内訳	金額	内訳	金額
			千円	千円	千円	千円
営業外収益						
受取利息				0		0
為替差益				1,529		845
雑益				1,904		1,348
営業外収益計				3,434		2,194
営業外費用						
株式交付費				2,800		3,325
雑損失				265		182
営業外費用計				3,065		3,507
経常損失（ ）				739,307		845,177
特別利益						
資産除去債務履行差額				73,106		-
特別利益計				73,106		-
特別損失						
割増退職金				29,627		50,476
減損損失		* 1		161,924		18,991
特別損失計				191,551		69,468
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）				857,752		914,645
法人税、住民税及び事業税			3,800		1,210	
法人税等調整額			-	3,800	-	1,210
当期純利益又は当期純損失（ ）				861,552		915,855

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第21期  
自 2018年 1月 1日  
至 2018年12月31日

( 単位：千円 )

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722
当期変動額								
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000
減資	400,000		400,000	400,000			-	-
資本準備金の取崩		400,000	400,000	-			-	-
欠損填補			321,443	321,443	321,443	321,443	-	-
当期純損失					861,552	861,552	861,552	861,552
当期変動額合計	-	-	478,556	478,556	540,108	540,108	61,552	61,552
当期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169

## 第22期

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169
当期変動額								
新株の発行	475,000	475,000		475,000			950,000	950,000
減資	475,000		475,000	475,000			-	-
資本準備金の取崩		475,000	475,000	-			-	-
欠損填補			861,552	861,552	861,552	861,552	-	-
当期純損失					915,855	915,855	915,855	915,855
当期変動額合計	-	-	88,447	88,447	54,303	54,303	34,144	34,144
当期末残高	100,000	50,000	1,363,169	1,413,169	915,855	915,855	597,314	597,314

## 重要な会計方針

1．有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 未適用の会計基準等

第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
・収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）	
(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する  (2) 適用予定日 適用時期については、現在検討中であります。  (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。	

## 表示方法の変更

第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日	
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。なお、この表示方法の変更が貸借対照表に与える影響はありません。 また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。	

## （貸借対照表関係）

第21期 （2018年12月31日現在）	第22期 （2019年12月31日現在）
* 1 関係会社項目 預金                      957,131千円	* 1 関係会社項目 預金                      899,696千円

## （損益計算書関係）

第21期 自2018年 1月 1日 至2018年12月31日				第22期 自2019年 1月 1日 至2019年12月31日			
* 1 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				* 1 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
用途	場所	種類	金額	用途	場所	種類	金額
事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	161,924千円	事務所 設備	東京都 千代田区	建物・ 器具備品	18,991千円
（経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。				（経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。			
（減損損失の金額）				（減損損失の金額）			
建物	158,988	千円		建物	16,133	千円	
器具備品	2,935	千円		器具備品	2,858	千円	
合計	161,924	千円		合計	18,991	千円	
（グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。				（グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。			
（回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。				（回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。			

## （株主資本等変動計算書関係）

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）*1	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	80,000	-	169,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）*1	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）

普通株式	169,000	95,000	-	264,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 95,000株は、2019年8月23日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

## (リース取引関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1年内 86,736千円	1年内 90,884千円
1年超 -	1年超 2,554千円
合計 86,736千円	合計 93,438千円

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 <p>当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。</p> <p>当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。</p> <p>デリバティブは利用しておりません。</p>
(2) 金融商品の内容及びそのリスク <p>預金は大部分がグループ会社(ビー・エヌ・ピー・パリバ)に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。</p> <p>営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。</p> <p>営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。</p>
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 <p>信用リスク            営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。</p> <p>市場リスク(為替や金利等の変動リスク)</p>

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

#### 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第21期  
(2018年12月31日現在)

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	963,987	963,987	-
未収委託者報酬	262,888	262,888	-
未収運用受託報酬	122,500	122,500	-
未収収益	137,405	137,405	-
資産計	1,486,782	1,486,782	-
未払手数料	56,009	56,009	-
未払委託調査費	138,900	138,900	-
その他未払金	177,059	177,059	-
未払費用	121,056	121,056	-
負債計	493,025	493,025	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	963,987	-	-	-
未収委託者報酬	262,888	-	-	-
未収運用受託報酬	122,500	-	-	-
未収収益	137,405	-	-	-

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 第22期

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## 第22期

(2019年12月31日現在)

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	906,384	906,384	-
未収委託者報酬	221,169	221,169	-
未収運用受託報酬	52,794	52,794	-
未収収益	131,681	131,681	-
資産計	1,312,028	1,312,028	-
未払手数料	76,605	76,605	-
未払委託調査費	124,673	124,673	-
その他未払金	64,593	64,593	-
未払費用	97,452	97,452	-
負債計	363,325	363,325	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

## (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	906,384	-	-	-
未収委託者報酬	221,169	-	-	-
未収運用受託報酬	52,794	-	-	-
未収収益	131,681	-	-	-

（有価証券関係）

第21期 （2018年12月31日現在）	第22期 （2019年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">220,737千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">23,126千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">10,745千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td style="text-align: right;">6,843千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">226,274千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">23,126千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	220,737千円	退職給付費用	23,126千円	退職給付の支払額	10,745千円	その他未払金への振替額	6,843千円	退職給付引当金の期末残高	226,274千円	簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">226,274千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">22,844千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">74,671千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td style="text-align: right;">11,085千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">163,361千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">22,844千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,324千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	226,274千円	退職給付費用	22,844千円	退職給付の支払額	74,671千円	その他未払金への振替額	11,085千円	退職給付引当金の期末残高	163,361千円	簡便法で計算した退職給付費用	22,844千円
退職給付引当金の期首残高	220,737千円																								
退職給付費用	23,126千円																								
退職給付の支払額	10,745千円																								
その他未払金への振替額	6,843千円																								
退職給付引当金の期末残高	226,274千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	23,126千円																								
退職給付引当金の期首残高	226,274千円																								
退職給付費用	22,844千円																								
退職給付の支払額	74,671千円																								
その他未払金への振替額	11,085千円																								
退職給付引当金の期末残高	163,361千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	22,844千円																								

## (税効果会計関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	80,261
役員退職慰労引当金	3,735
賞与引当金	42,208
未払金	39,937
未払費用	34,142
その他	65,775
繰越欠損金	1,829,776
繰延税金資産小計	2,095,834
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)2	-
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	-
評価性引当額小計 (注)1	2,095,834
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-
繰延税金資産(負債)の純額	-

繰延税金資産	
退職給付引当金	56,523
役員退職慰労引当金	868
賞与引当金	31,957
未払金	-
未払費用	33,654
その他	68,477
繰越欠損金	1,979,558
繰延税金資産小計	2,171,038
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)2	1,979,558
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	191,480
評価性引当額小計 (注)1	2,171,038
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-
繰延税金資産(負債)の純額	-

(注)1 評価性引当額が75,205千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
	税務上の繰 越欠損金 (1)	356,068	523,960	193,879	-	73,771	
評価性 引当額	356,068	523,960	193,879	-	73,771	831,879	1,979,558
繰延税金 資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日																				
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																				
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。																				
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。																				
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">105,136千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">1,241千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">106,377千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">68,236千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">68,236千円</td> </tr> </table>	期首残高	105,136千円	時の経過による調整額	1,241千円	資産除去債務の履行による減少額	106,377千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	68,236千円	期末残高	68,236千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">68,236千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">68,236千円</td> </tr> </table>	期首残高	68,236千円	時の経過による調整額	-千円	資産除去債務の履行による減少額	-千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	期末残高	68,236千円
期首残高	105,136千円																				
時の経過による調整額	1,241千円																				
資産除去債務の履行による減少額	106,377千円																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	68,236千円																				
期末残高	68,236千円																				
期首残高	68,236千円																				
時の経過による調整額	-千円																				
資産除去債務の履行による減少額	-千円																				
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円																				
期末残高	68,236千円																				

## (セグメント情報等)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	934,658	312,008	489,510	1,736,178
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,087,151	269,893	229,453	149,680	1,736,178
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	313,718		なし	

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	269,893	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	229,453	なし
（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。		
（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報） 該当事項はありません。		
（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報） 該当事項はありません。		

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報				（単位：千円）
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	764,380	181,708	353,699	1,299,788
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				（単位：千円）
日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
868,360	176,799	143,753	110,875	1,299,788
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3．主要な顧客ごとの情報				（単位：千円）
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ターゲット ファンド・為替ヘッジあり （適格機関投資家専用）	225,501		なし	
BNPパリバ・ブラジル・ファンド （株式型）	134,058		なし	
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	176,799		なし	
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	143,753		なし	
（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報） 該当事項はありません。				

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	800,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	229,453	未収収益	54,062
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	100,376 159,516	未収収益 未収運用受託報酬	34,651 34,212
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	96,902 101,771	未収収益 未払費用	21,410 37,076
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	118,498	未払費用	33,558
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	64百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	51,152	未払委託調査費	27,348
親会社の 子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	46,962	未払委託調査費	5,753
親会社の 子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	36,560	未収運用受託報酬	20,299

第22期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	950,000	-	-

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	アムステルダム、オランダ王国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	143,753	未収収益	47,929
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	89,070 77,728	未収収益 未収運用受託報酬	37,443 19,622
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	120百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 委託調査費の支払 業務委託費の支払	70,570 61,618 57,549	未収収益 未払委託調査費 未払費用	28,326 50,340 29,779
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	130,785	未払費用	33,909
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	100百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	26,871	未払委託調査費	-
親会社の子会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	43,213	未払委託調査費	5,883
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	38,300	未収運用受託報酬	21,057

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング (非上場)

ビー・エヌ・ピー・パリバ(ユーロネクスト・パリに上場)

## （ 1株当たり情報）

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
・ 1株当たり純資産	3,332円	・ 1株当たり純資産	2,262円
・ 1株当たり当期純損失	8,792円	・ 1株当たり当期純損失	4,509円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	861,552千円	当期純損失	915,855千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	861,552千円	普通株式に係る当期純損失	915,855千円
期中平均株式数・普通株式	97,986株	期中平均株式数・普通株式	203,096株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

- 名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社  
 関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カस्टディ銀行に商号を変更する予定です。
- 資本金の額 : 50,000百万円(2019年3月末現在)
- 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 9月18日	臨時報告書
2019年12月13日	有価証券届出書
2019年12月13日	有価証券報告書
2019年12月17日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 正田 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコースの2019年9月18日から2020年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジありコースの2020年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコースの2019年9月18日から2020年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北欧ハイイールド債券オープン 為替ヘッジなしコースの2020年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月22日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコースの2019年9月18日から2020年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北欧ハイイールド債券オープン 為替プレミアムコースの2020年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。